

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	介護給付費及び訓練等給付費の支給決定	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第19条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>介護給付費及び訓練等給付費の支給決定は、障害者自立支援法第22条の規定により、障害者自立支援法施行規則第12条各号に掲げる事項及びサービス等利用計画案(提出があった場合)を勘案して行うものとする。</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号) (支給要否決定等) 第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所(第74条及び第76条第3項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所(以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。)その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。</p>
	参 考 事 項	(1)介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) (2)徳島市支給決定基準
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 90日(障害程度区分認定が必要なもの)・60日(障害程度区分認定が不要なもの)(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。</p> <p>6 市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。</p> <p>7 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。</p> <p>8 （略）</p> <p>障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号） （法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第12条 法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況</p> <p>(2) 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況</p> <p>(3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況</p> <p>(4) 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(6) 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況</p> <p>(7) 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容</p> <p>(8) 当該申請に係る障害者等の置かれている環境</p> <p>(9) 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況</p>
------	----	--